

TPY-2レーダーに関する参与会の開催状況について

平成25年6月6日
総務部

- 1 開催日時 平成25年6月4日(火) 11:00~12:10
- 2 場 所 京都平安ホテル「朱雀の間」
- 3 出席者 山内 修一 副知事
佐藤 亨 参 与 (京都大学大学院情報学研究科長)
中川 正祥 参 与 (元鉄道総合技術研究所研究主幹)
池畑 政輝 参 与 ((公財)鉄道総合技術研究所主任研究員)
近藤 基治 参 与 (古野電気(株)開発部レーダー機器開発課長)

4 議 題

- (1) レーダー、電磁波について
- (2) 電磁波の影響に係る防衛省の回答に対する意見について
- (3) 防衛省に対し、確認すべき事項について

【主な発言】

(TPY-2レーダー)

- TPY-2レーダーは、レーダー面を固定したまま、ビーム方向を変えることが可能
- 海面や崖、陸地への照射は可能と思われるが、反射してレーダーとしては無意味

(電磁波が生体等へ及ぼす影響)

- 人体等への影響を考える場合、最大出力ではなく平均出力から判断すべき
- Xバンド帯(8~12GHz)の電磁波は、人に照射された場合でも6~7割以上が反射し、入射したエネルギーも皮膚の厚さ数mmの間で5割以上が吸収され、がんなどの重篤な生体影響は、ほとんど無い
- 日本では「電波防護指針」の中で厳しく基準が定められており、基準以下であれば特に問題は無い
- 海鳥への影響については、鳥がレーダーの近傍を通過するにしても、通過時間が短く継続的に照射される可能性は小さいことから熱作用による影響は考えにくい

(電磁干渉)

- 電波干渉について、船舶用レーダーに干渉があったとしても映像に少し影響が出るかもしれないが、直ぐに消える程度と思われる

(その他)

- 電子レンジとの比較については、電波の種類、原理、平均出力等が異なり、最大出力だけをもって比較すべきものではない

(防衛省の回答について)

- 防衛省の回答は概ね妥当なものである

(防衛省に確認すべき事項)

- 日本の電波法の基準や電波防護指針を満たしているかどうか
- サイドロープの状況について考え方はどうか
- レーダーはより高い場所へ設置する方が有利だと思われるが、海岸沿いに設置する理由は何か